

応募者を
増やすには!!

求人票を作るコツ

Vol.7

～その『経験』や『免許・資格』はホントに必要ですか?～

求人に応募資格として、経験や免許・資格を必須とした場合、応募の可能性が低くなります。

特に、応募者が少ない等人材確保に苦慮している場合には、求める人材像を明確にしたうえで、経験や免許・資格がホントに必要なかどうか、今一度、見直してみましょう。

普通自動車運転免許を必須としている求人も多くありますが、概して地域別では都心部の保有率は低く、年代別では若年者の保有率は低い状況にありますので、特に就業場所が都心部、かつ年齢制限の例外事由3号のイ（長期勤続によるキャリア形成）に該当する若年者等を対象とした求人においては、普通自動車運転免許を必須とした場合、応募可能性が低くなります。

また、最近はAT限定での免許取得が増加しているため、AT限定不可とした場合、更に応募可能性が低くなります。業務上において自動車の運転がホントに必要なかどうか、検討してみましょう。必要な場合は、どのような業務で自動車の運転をするのか車種等についても仕事内容に記載しましょう。

《参考》都道府県別運転免許保有率

【ベスト3】 1位：群馬県67.1% 2位：富山県66.8% 3位：山梨県66.8%

【ワースト3】 47位：大阪府53.9% 46位：東京都54.8% 45位：京都府55.7%

※「令和4年度運転免許統計（警察庁）」と「2022年10月1日時点の都道府県別人口推計（総務省統計局）」からの調査結果

なお、経験や免許・資格を「必須」とする場合においては、求める経験や免許・資格は必要最低限としましょう。求人の応募資格は、求人者と求職者のミスマッチを防止するために重要な項目ですが、応募資格を増やしすぎると、「この求人は条件が多くてハードルが高いな…」と感じられてしまう可能性があり、求職者が応募を躊躇してしまいます。

Topics

「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりが進んでいます!

現行の社会保険制度では、会社員の配偶者等で一定の収入がない人は被扶養者（第3号被保険者）として社会保険料を負担していません。こうした人たちがパートやアルバイト等で働いてその収入が一定額を超えた場合、社会保険料の負担が発生してしまい、結果として手取り収入が減少するため、手取り収入が減らないように年収を抑えようと意識する金額のボーダーラインがいわゆる「年収の壁」です。

①130万円の壁

加入制度：厚生年金保険・健康保険

対象：従業員101人（令和6年10月以降は51人）以上の企業等に週20時間以上勤務している場合

②160万円の壁

加入制度：国民年金・国民健康保険

対象：従業員100人以下の企業等で勤務している場合（①以外の場合）

この「年収の壁」を踏まえて、手取り収入を減らさないように就業時間を調整するなど、働き控える人は少なくありません。こうした働き控えは、パートやアルバイトで働く人たちの所得向上を阻むだけでなく、企業の人手不足を加速する原因の一つになっています。

こうした状況の中、令和5年10月から、手取り収入を減らさないよう手当を支給する等の取組を行った事業主に助成金を支給する等「年収の壁」を意識せず働ける環境づくりが進んでおり、パート労働者等が社会保険に加入する場合に社会保険料の負担を軽減するための手当を支給する企業もあります。当該手当を支給している場合、「年収の壁」を意識せずに希望どおり働けるようになるため、応募への後押しになります。当該手当の支給があるのであれば、求職者にアピールできるように求人票に記載しましょう。